

山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議設置要綱

(目的)

第1条 「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」第10条の規定に基づき、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、県、市町村、県民、事業者及び関係団体が連携し安全で安心なまちづくりを推進するため、山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(活動)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関する検討
- (2) 安全で安心なまちづくりに関する情報交換及び連携の強化
- (3) 構成団体等による安全で安心なまちづくりの促進及び支援
- (4) 安全で安心なまちづくりの広報の推進
- (5) その他安全で安心なまちづくりの推進に関すること

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる団体等で構成する。

(役員)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、山形県防災くらし安心部長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、山形県警察本部生活安全部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(総会)

第5条 推進会議総会(以下「総会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 推進会議のもとに、特定の事項を検討させるため、専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会の設置、運営に関し必要な事項については、別に定める。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課及び山形県警察本部生活安全部生活安全企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議構成団体等

| 区分（団体数） | 団 体 名 |
|----------------|-----------------------|
| 教 育 団 体 (8) | 山形県連合小学校長会 |
| | 山形県中学校長会 |
| | 山形県高等学校長会 |
| | 山形県特別支援学校長会 |
| | 公益社団法人山形県私立学校総連合会 |
| | 山形県P T A連合会 |
| | 山形県高等学校P T A連合会 |
| | 山形県私立中学高等学校P T A連合会 |
| 県民・地域団体 (7) | 社会福祉法人山形県社会福祉協議会 |
| | 一般社団法人山形県老人クラブ連合会 |
| | 山形県婦人連盟 |
| | 山形県保護司会連合会 |
| | 山形県社会教育連絡協議会 |
| | 山形県子ども会育成連合会 |
| | 公益社団法人やまがた被害者支援センター |
| 事業者団体 (8) | 山形県商工会議所連合会 |
| | 山形県商工会連合会 |
| | 一般社団法人山形県建設業協会 |
| | 一般社団法人山形県建築士会 |
| | 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会 |
| | 一般社団法人山形県警備業協会 |
| | 山形県商店街振興組合連合会 |
| | 公益社団法人山形県観光物産協会 |
| 防犯団体 (4) | 公益社団法人山形県防犯協会連合会 |
| | 山形県金融機関防犯対策協議会 |
| | 山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会 |
| | 山形県防犯設備協会 |
| 市町村 (2) | 山形県市長会 |
| | 山形県町村会 |
| 県 (3) | 山形県 |
| | 山形県教育委員会 |
| | 山形県警察本部 |

(合計 32 団体等)